

超小型モビリティ導入促進事業 公募要領

平成25年1月
国土交通省自動車局環境政策課

観光地、環境未来都市等の地域において、超小型モビリティの特性・魅力を引き出す創意工夫にあふれ、低炭素・省エネ型まちづくりと一体になった先導・試行導入事業を公募します。公募期間は、2月20日（水）まで（必着）です。

※この公募は、平成24年度補正予算案によるものであり、国会での補正予算案の成立が事業実施の条件となります。

1. 支援対象・支援内容等

○ 支援対象

超小型モビリティの特性・魅力を引き出す創意工夫にあふれ、低炭素・省エネ型まちづくりと一体になった先導・試行導入事業

（例）

- ・事業者連携による超小型モビリティの集中的投入
- ・地域連携や異業種連携による総合的事業の実施 など

○ 支援内容（補助率等）

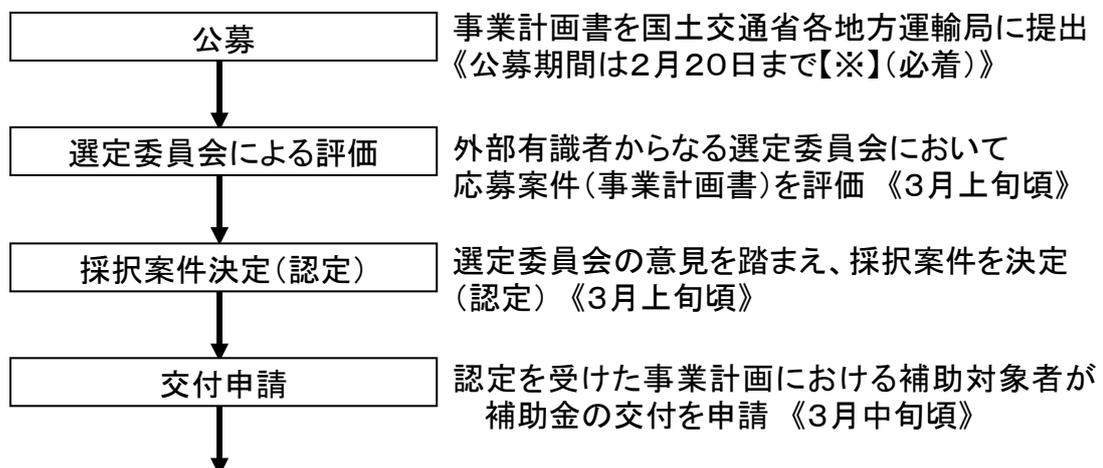
先導・試行導入に係る事業計画の実施費用・・・導入費用の1/2
（車両導入、事業計画立案及び効果評価費用）

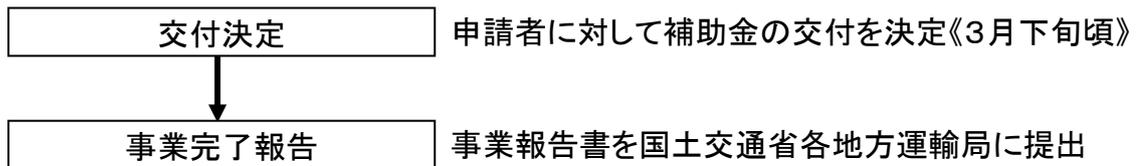
（注）民間事業者が単独で実施する場合はにあつては、実施費用の1/3を補助

○ 公募期間

平成25年2月1日（金）～2月20日（水） ※事業計画書必着

2. 事業概略





3. 事業実施に係る手続

① 応募（事業計画書の提出）

- 公募期間内に以下の事項等を記載した事業計画書（超小型モビリティ導入促進事業計画認定等要領（以下、「認定要領」という。）別記様式1）を提出してください。
 - ・ 事業の概要（導入する超小型モビリティの内訳、事業計画の概要）
 - ・ 地域・事業者間連携等により先駆的事业を行う者（関係する事業名等）
 - ・ 超小型モビリティの活用による観光振興・地域振興への貢献のあり方
 - ・ 超小型モビリティの普及や環境問題のための施策
 - ・ 関係者の役割分担と連携方法
 - ・ 超小型モビリティを利用した、他の事業では見られないような工夫された点
 - ・ 導入予定時期及び経費の詳細
 - ・ 超小型モビリティ認定制度を利用する場合は、運行地域、運行上の安全対策等の概要

【添付書類】

- 添付資料として、導入を予定している超小型モビリティのカタログ等の写し、事業計画等の内容を把握する助けとなる資料を添付してください。

② 採択後の手続（事業計画認定後の補助金交付申請手続等）

- 外部有識者で構成する選定委員会において、提出のあった事業計画書を評価し、採択案件の決定（自動車局長による事業計画の認定）を行います。

- 決定した旨を事業計画の提出者に通知しますので、認定された事業計画における補助対象者は、通知を受けた日から原則として1週間以内に、低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第1号様式によって補助金の交付を申請してください。

注 事業計画の認定を受けただけでは補助金は交付されませんので注意してください。（具体的な手続については、下記を参照してください。）

【補助金の交付申請を行うべき者（補助対象者）】

- 補助金の交付は、認定要領別記様式1に定める事業計画書の「7. 導入予定時期及び経費の詳細」のうち「補助対象」の欄に記載された者に対して行います。
 - ・ 地方公共団体

- ・ 協議会
- ・ 民間事業者等（個人を除く）

- 認定された事業計画における補助対象者は、補助金交付申請書（交付要綱第1号様式）を3部（正本1部・副本（コピー可）2部）提出してください。申請期限は、原則として、認定通知書を受け取った日から起算して1週間以内です。
- 1つの計画において複数の補助対象者がある場合は、補助対象者の代表者が申請書を取りまとめ、一括して送付してください。

③ 交付決定

- 補助金交付申請書の内容を審査の上、補助金の交付を決定します。

④ 報告書の提出

- 事業計画を実施した者（事業計画の提出者及び補助対象者）は、事業が完了した日から30日を経過した日又は事業を実施した翌年度の4月1日のいずれか早い日までに実績報告書（認定要領別記様式3）を提出してください。また、交付要綱第8号様式の提出も必要となります。

4. 注意事項

- 超小型モビリティの導入に関する他の国の補助金と重複して補助金を受けることはできませんので注意してください。
- 交付決定前に発注した場合は補助対象外となりますので、十分注意していただきます。

5. その他

- 事業計画書や補助金交付申請書等の提出書類は返却いたしません。
- 採択した案件の概略等は、国土交通省のウェブページ等で公開することがあります。
- 事業内容や積算等について問合せ等を行う場合があります。

6. 事業計画書・補助金交付申請書等の提出先・問合せ先

【提出先】

各地域を所管する以下の各地方運輸局まで提出してください。なお、提出の際は各地方運輸局へ事前に連絡し、提出方法について相談の上、提出ねがいます。

地方運輸局	住 所	連絡先
北海道運輸局 自動車技術安全部整備保安課	北海道札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第 2 合同庁舎	011(290)2754
東北運輸局 自動車技術安全部整備・保安課	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地 仙台第 4 合同庁舎	022(791)7534
関東運輸局 自動車技術安全部技術課	神奈川県横浜市中区北仲通 5 丁目 57 番地 横浜第 2 合同庁舎	045(211)7255
北陸信越運輸局 自動車技術安全部保安・環境調整官	新潟県新潟市中央区美咲町 1 丁目 2 番 1 号 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-285-9155
中部運輸局 自動車技術安全部保安・環境課	愛知県名古屋市中区三の丸 2 丁目 2 番 1 号 名古屋合同庁舎第 1 号館	052(952)8044
近畿運輸局 自動車技術安全部保安・環境課	大阪府大阪府中央区大手前 4 丁目 1 番 76 号 大阪合同庁舎第 4 号館	06(6949)6454
中国運輸局 自動車技術安全部技術課	広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 4 号館	082(228)9141
四国運輸局 自動車技術安全部保安・環境調整官	香川県高松市松島町 1 丁目 17 番 33 号 高松第 2 地方合同庁舎	087(835)6372
九州運輸局 自動車技術安全部保安・環境課	福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 1 1 番 1 号 福岡合同庁舎新館（7 階～10 階）	092(472)2546
沖縄総合事務局 運輸部車両安全課	沖縄県おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098(866)1837

【問合せ先】

国土交通省自動車局環境政策課（担当：星、玉屋）

TEL：03-5253-8111（42525） FAX：03-5253-1636

※FAX送信の際は、必ず事前に電話連絡の上で送信してください。

超小型モビリティ導入促進事業に係る事業計画認定等要領

(目的)

第1条 この認定等要領は、低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）交付要綱（平成25年1月25日付国自環第205号。以下「交付要綱」という。）第4条第2項に規定する自動車局長の認定（以下「認定」という。）に必要な事項を定め、交通の省エネルギー化に資するとともに、高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の手軽な足を提供し、生活・移動の質の向上をもたらす、超小型モビリティについて、その普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促すため、地方公共団体等の主導によるまちづくりと一体となった先導・試行導入を支援することを目的とする。

(用語)

第2条 この認定等要領において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

(認定資格)

第3条 認定を受けることができる者は次のとおりとする。

- 一 地方公共団体
- 二 協議会
- 三 民間事業者等（個人を除く）

(認定)

第4条 認定を受けようとする場合には、自動車局長が別に定める期限までに、超小型モビリティを用いて行う他の地域や事業者による超小型モビリティの導入を誘発・促進するような先導・試行導入事業の計画を別記様式1に定める事業計画書により策定し、地方運輸局長に提出しなければならない。

2 地方運輸局長は第1項の規定による事業計画書を受理したときは、所用の審査を行い自動車局長に進達するものとする。

3 自動車局長は、事業の認定に当たっては、自動車局内に設置した「超小型モビリティ導入促進事業検討会」において、地域・事業者間の連携性、先駆性、環境性、波及性等により評価し、超小型モビリティ導入促進事業を行うべきものと認めるときは、当該事業計画書において超小型モビリティを導入しようとする者を超小型モビリティ導入促進事業補助対象事業者として認定した旨を、別記様式2により通知するものとする。

- 3 自動車局長は、予算その他の制約により、第1項の規定により提出された事業計画書の内容を変更する必要があると認める場合であって、当該事業計画書を提出した者の合意が得られたときは、その内容を変更した上で、前項の通知をすることができる。

(事業計画の変更等)

第5条 前条第2項及び第3項の規定により認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた際に提出した事業計画書の内容に変更が生じた場合は、交付要綱第9条第2項の規定により補助対象事業計画変更承認申請書を提出する際に、併せて、変更後の事業計画書を自動車局長に提出するものとする。

- 2 自動車局長は、前項の規定により提出された事業計画書の内容について、超小型モビリティ導入促進事業を行うべきものと認められなくなったときは、認定事業者の認定を取り消すことができる。

- 3 認定事業者は、第1項の規定により変更後の事業計画書を提出する場合は、当該事業計画書に変更の概要を記した資料を添付するものとする。

(認定の取り消し)

第6条 自動車局長は、前条第2項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、認定事業者の認定を取り消すことができる。

- 一 偽りその他の不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
- 二 第3条に掲げる者に該当しなくなったとき。
- 三 認定を受けた際に提出した事業計画書（提出した後に変更があった場合は、当該変更を行った後の事業計画書）に記された計画を実施することができなくなったと認められるとき。

(報告)

第7条 第4条の規定により認定を受けて超小型モビリティ導入促進事業を実施した者は、交付要綱第12条第1項の規定により、交付要綱第8号様式の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出する場合にあつては、別記様式3に定める事業実績詳細報告書（以下「詳細報告書」という。）を添付しなければならない。

別記様式 1 (第 4 条第 1 項関係)

年 月 日

国土交通省自動車局長 殿

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

印

超小型モビリティ導入促進事業計画書

1. 事業の概要

導入する車両等の内訳	台 (うち補助対象 台)
買取・リースの別	買 取 ・ リース
事業計画の具体的内容	

※ 「事業計画の具体的内容」については、先駆的事業の具体的内容、超小型モビリティの導入台数、納入場所、充電設備の設置場所及び充電方法等について記載すること。

※ 「事業計画の具体的内容」については、国土交通省のウェブページ等で公表することがあることに留意すること。

2. 協議会を構成し、先駆的事業を行う者

氏名又は名称※ 1	住 所	導入車両・設備の種類	営む事業※ 2

※1 関係者が多数の場合には、適宜行を追加して記載すること。

※2 「営む事業の欄」には、地方公共団体、民間事業者その他の別を記載すること。（その他に該当する者にあつては、NPO法人である場合は、実施する主な事業及びその内容を記載する。

3. 都市、住宅分野の低炭素化・省エネ化、地域活性化等に関わる国の事業又はこれに準じた地方公共団体の自主事業の内容と本事業の連携について記載すること。

4. 超小型モビリティの活用による観光振興・地域振興等への貢献のあり方

5. 超小型モビリティの普及や環境問題等のための施策

--

6. 関係者の役割分担と連携方法

--

7. 超小型モビリティを利用した、他の事業では見られないような工夫された点を記載すること。

--

8. 導入予定時期及び経費の詳細

	導入する者の氏名 又は名称及び住所	補助対象経費の区分 (計画策定費、車両導入費、効果検証費)	経 費 (単位：千円)	導入(実施) 予定時期
補				
助				
対				
象				
情				

- ※ 経費の欄には、事業者からの取得した見積書に記された金額を記載すること。
- ※ 補助対象経費の区分において、車両導入費を記載する場合は車両名・台数を記載すること。
- ※ リースによる導入の場合には、利用するリース事業者名を導入した者の氏名又は名称及び住所欄に記載し、使用車両を記載すること。

9. 添付資料

- (1) 導入する超小型モビリティの性能がわかる資料
- (2) 導入する超小型モビリティの見積書（車両本体価格が明記されているもの。
リースの場合は見積書）の写し
- (3) 計画策定に係る費用の概算書
- (4) 効果検証に係る費用の概算書
- (5) 次に掲げる事項を記した事業実施地域の地図等
 - ① 導入する超小型モビリティの運行予定地域
 - ② 導入する地域における公共通路線図
- (6) その他事業計画に係る参考となる書類

《連絡先》
氏 名 :
所 属 :
住 所 :
電話番号 :
F A X :
E-mail :

別記様式 2 (第 4 条第 2 項関係)

番 号
年 月 日

超小型モビリティ導入促進事業計画提出者 殿

自動車局長

超小型モビリティ導入促進事業補助対象事業者認定通知書

平成 年 月 日付け第 号で提出のあった超小型モビリティ導入促進事業計画書（以下単に「事業計画書」という。）の内容を確認した結果、事業計画書「2. 地域・事業者間連携等により先駆的事業を行う者」に記載された者を低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）交付要綱（平成 25 年 1 月 25 日付国自環第 205 号。以下「交付要綱」という。）第 4 条第 2 項に規定する超小型モビリティの特性・魅力を引き出し、かつ創意工夫にあふれる優れた取組を行う者として認定したので、通知する。

記

1. 認定に係る事業計画は、平成 年 月 日付け第 号により提出のあった超小型モビリティ導入促進事業計画書の内容のとおりとする。

又は

1. 認定に係る事業計画は、別に示す修正後の事業計画書の内容のとおりする。

2. 認定を受けた者は、この通知を受け取った日から起算して 30 日以内に、交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、補助金交付申請書を提出するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、別途届け出た場合に限り、これに拠らないことができる。

別記様式3（第7条第1項関係）

年 月 日

地方運輸局長 殿

氏名又は名称

住所

代表者氏名

印

超小型モビリティ導入促進事業詳細実績報告書

1. 事業結果の概要

導入した車両等の内訳	
買取・リースの別	買 取 ・ リース
実施した事業の概要	

※ 「実施した事業の概要」については、文章による記載に代えて、図表により説明した資料を別添してもよい。

※ 「事業結果の概要」については、国土交通省のウェブページ等で公表することがあることに留意すること。

1. 導入時期及び要した経費の詳細

	導入した者の氏名 又は名称及び住所	補助対象経費の区分 (計画策定費、車両導入費、効果検証費)	要した経費 (単位：千円)	導入日
補助対象				

小計				
補助対象外				
小計				

- ※ 経費の欄には、請求書に記された金額を記すこと。
- ※ 補助対象経費の区分において、車両導入費を記載する場合は車両名・台数を記載すること。
- ※ リースによる導入の場合には、利用するリース事業者名を導入した者の氏名又は名称及び住所欄に記載し、使用車両を記載すること。

2. 事業成果

3. 改善点及び改善の方向性

4. その他特記事項

--

5. 添付資料

- (1) 導入した超小型モビリティ認定制度の認定書の写し
- (2) 導入した超小型モビリティの自動車検査証の写し
- (3) 導入した超小型モビリティの写真
- (4) 導入した超小型モビリティの性能がわかる仕様書等の写し
- (5) 導入した超小型モビリティに係る請求書（車両本体価格又はリースに要した経費が明記されているもの。）の写し
- (6) 次に掲げる事項を記した事業実施地域の地図等
 - ① 導入した超小型モビリティの運行地域
 - ② 地域における公共交通路線図
- (7) その他事業計画に係る参考となる書類

※ (1)～(2)について、導入した超小型モビリティが原動機付四輪の電気自動車の場合は、標識交付証明書の写しを提出すること。

※ (1)～(7)については、補助対象となる超小型モビリティに係るものに限り添付する。また、(5)～(7)の見積書又は請求書の宛名は導入する者の氏名又は名称とすること。

連絡先
氏名：
所属：
住所：
電話番号：
FAX：
E-mail：
認定通知書の交付年月日：平成 年 月 日
認定通知書の交付番号 ：国自環第 号

第1号様式（第6条第1項関係）

番 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名 印

低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）交付申請書

下記により低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請します。

記

1. 補助対象経費の区分 別紙のとおり
2. 補助対象経費 金 円
3. 補助金交付申請額 金 円（千円未満切り捨て）
4. 認定通知書の番号 平成 年国自環第 号
5. 添付書類
ア. 振込先調書
イ. 認定通知書の写し
ウ. その他参考となる書類（国土交通大臣が別に指示する書類等）

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先 住所	(郵便番号)		

(注) 1. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに国土交通省に連絡すること。

導入超小型モビリティ

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
補助対象経費の区分	
導入超小型モビリティ	種別： 車名： 型式：
補助対象事業完了（予定）日	平成 年 月 日
補助対象経費	円
（補助対象経費）×1/2 （民間事業者にあつては1/3）	円
台数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

- （注） 1. 「補助対象経費の区分」の欄には、交付要綱第5条第2項の区分を記入する。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

第2号様式（第7条第1項関係）

番 号
年 月 日

地方運輸局長 殿

国土交通大臣

低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）
の交付決定について

平成 年 月 日付け 第 号で進達があった低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）の交付申請については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、補助対象事業者あて同法第8条の規定に基づき、通知されたい。

記

1. 補助対象事業者ごとの補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。
2. 補助対象事業者ごとの補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、当該各補助対象事業者から申請のあった低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）交付申請書記載のとおりとする。（ただし、修正を加えて交付決定を行ったものについては、別に示すとおりとする。）
3. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成25年1月〇日付け国自環第〇号）に従わなければならない。

第2号様式（第7条第1項関係）別表

平成24年度超小型モビリティ導入促進対策費補助金交付決定一覧
(平成 年 月 日)

補助対象事業者名	交付申請書 文書年月日	交付申請書 文書番号	補助対象経費 (円)	補助金の額 (円)

第3号様式（第7条第2項関係）

番 年 月 日
年 月 日

補助対象事業者 殿

地方運輸局長

低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）
交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2. 補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）交付申請書記載のとおりとする。

又は

2. 補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、別に示すとおりとする。

3. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成25年1月〇日付け国自環第〇号）に従わなければならない。

第 4 号様式（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）
交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）については、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 9 条の規定に基づき、同補助金の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

1. 補助金の額
2. 申請年月日
3. 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件
4. 取り下げる理由

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
-----	--------	------	-------

第5号様式（第9条第2項関係）

番 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）に係る
補助対象事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）に係る補助対象事業について、下記の理由によりその内容又は経費の配分を変更したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容

2. 変更する理由

3. その他必要な書類

- ア. 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に括弧書きしたもの
- イ. 変更内容を確認するに足りる書面（変更後の見積書の写し等）

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先住所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第 6 号様式（第 10 条第 2 項関係）

番 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）に係る
補助対象事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）に係る補助対象事業について、下記の理由により同事業を中止（廃止）したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 7 条の規定に基づき、申請します。

記

1. 補助対象事業を中止（廃止）する理由
2. 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
3. その他必要な書類

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第7号様式（第11条関係）

番 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）に係る
補助対象事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）に係る補助対象事業について、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する補助事業者の対処方針
4. 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

連絡先	(担当者) (電話) (FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第 8 号様式（第 12 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名 印

低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）に係る
補助対象事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）に係る補助対象事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 導入環境対応車 別紙のとおり
2. 補助対象経費 金 円
3. 補助金充当予定額 金 円(千円未満切り捨て)
4. 添付書類
- ア. 補助対象経費に係る請求書の写し
 - イ. 補助対象経費の支払いを証する書類（添付できない場合は後日提出すること。）
 - ウ. 地方公共団体等の負担を証する書類（額の確定通知書又は地方公共団体等からの入金を証する書類。添付できない場合には後日提出することとし、交付決定通知書を添付（交付申請書に添付したものから変更がない場合は省略可）すること。）
 - エ. その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

導入超小型モビリティ

	第1号様式の2申請時	変更箇所 (第1号様式の2申請時と変わらない項目は空欄とすること)
補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置		
補助対象経費の区分		
導入超小型モビリティ	種別： 車名： 型式：	種別： 車名： 型式：
補助対象事業完了日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
補助対象経費	円	円
(補助対象経費) × 1/2 (民間事業者の導入にあつては1/3)	円	円
台数	台	台
補助金交付申請額(千円未満切り捨て)	円	円

- (注) 1. 「補助対象経費の区分」の欄には、交付要綱第5条第2項の区分を記入する。
 2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。
 3. 次の資料を添付すること。(提出の場合は○を付けること。)

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書(写し)を含む	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足る書類	

第9号様式（第13条第1項関係）

番 号
年 月 日

地方運輸局長 殿

国土交通大臣

低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）の
額の確定について

平成 年 月 日付け 第 号で進達があった低公害車普及促進対策
費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）の実績報告に係る補助対象事業の補助金の
額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179
号）第15条の規定に基づき、別表のとおり確定したので、補助対象事業者あて同条の規
定に基づき、通知されたい。

第9号様式（第13条第1項関係）別表

平成24年度超小型モビリティ導入促進対策費補助金の額の確定一覧
(平成 年 月 日)

補助対象事業者名	実績報告書 文書年月日	実績報告書 文書番号	確定した補助金の額 (円)

第 1 0 号様式（第 13 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

地方運輸局長

低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）の
額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった低公害車普及促進
対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）に係る補助対象事業の補助金の額につ
いては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第
15 条の規定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大
臣が下記のとおり確定
したので、同条の規定に基づき、通知する。

記

補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額 金 円

第 1 1 号様式（第 14 条関係）

番 年 月 日 号

支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名 印

低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金額	金 円	
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所	(〒 -)
	フリガナ	
	氏名	
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀行 信用金庫 その他 (その他：) 支店	
4. 預金種別	当座預金	普通預金
5. 口座番号		

(注) 1. 口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。

2. 上記 2. 以下の各欄は、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。

3. 上記 3. は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：〇〇市農業協同組合）を記入すること。

4. 上記 4. は、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

第 1 2 号様式（第 15 条第 3 項関係）

番 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

印

財産処分承認申請書

低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な書類

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第 1 3 号様式（別表関係）

番 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名

印

平成 年度消費税の額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）に係る補助対象事業の消費税について、次のとおり報告します。

記

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1. 補助金の額（交付要綱第 1 2 条の通知による確定額） | 円 |
| 2. 補助金の額のうち消費税相当額 | 円 |
| 3. 2のうち仕入控除の対象とならなかった額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（2の額から3の額を差し引いた額） | 円 |

注）別紙として確定申告書等を添付することとする。

【補助金交付申請書・補助金申請書兼実績報告書（第1号様式、第2号様式）に添付する振込先調書の様式】

年 月 日

国土交通省自動車局長 殿

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

印

低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）の
振込先調書

フリガナ	
住 所 (口座住所)	(〒 -)
フリガナ	
氏 名 (口座名義)	
振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 そ の 他 (その他：) 支店
預 金 種 別	当座預金 普通預金
口 座 番 号	

- (注) 1. 口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。
2. 記入する内容については、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。
3. 振込先金融機関及び支店名の欄については、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：〇〇市農業協同組合）を記入すること。
4. 預金種別欄については、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

○低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）交付要綱

平成 25 年 1 月 25 日 国自環第 205 号

（総則）

第 1 条 低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この補助金は、地方公共団体、協議会、個人を除く民間事業者等（以下「申請者」という。）による超小型モビリティの導入促進事業に要する経費の一部を、補助することにより、交通の省エネルギー化に資するとともに、高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の手軽な足を提供し、生活・移動の質の向上をもたらす、超小型モビリティについて、その普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促すため、地方公共団体等の主導によるまちづくりと一体となった先導・試行導入を支援することを目的とする。

（定義）

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「超小型モビリティ」とは、コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車をいう。
- 二 「原動機付四輪」とは、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）第 1 条第 2 項に規定される第一種原動機付自転車のうち四輪を有するものとする。
- 三 「地方公共団体」とは、都道府県又は市町村をいう。
- 四 「協議会」とは、地方公共団体、民間事業者等のうち、二者以上で構成される者をいう。

（補助対象事業等）

第 4 条 補助対象事業は、第 2 条の目的に該当するものであって、大臣が必要かつ適当と認めるものとする。

- 2 補助対象事業を実施する者は、次の各号に該当する者であって、超小型モビリティの特性・魅力を引き出し、かつ創意工夫にあふれる優れた取組を行う者として予め自動車局長の認定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 協議会
- (3) 民間事業者等（個人を除く）

3 補助対象事業者は、前項の規定に該当の上、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 高速道路等を除く場所であって、地方公共団体によって、交通の安全確保と円滑化を図るための運行の実施体制が確保されている場所を用意できること。
- (2) 補助対象事業及びその事業成果の管理を適切に遂行できるに足る管理能力を有すること。
- (3) 本条第二項（2）及び（3）に該当する補助対象事業者にあつては、補助対象事業を実施する地域を管轄する地方公共団体と連携すること。

4 補助対象事業は次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 超小型モビリティ認定制度によって基準緩和がなされた車両又は施行規則第67条第1項の型式認定を受けた原動機付四輪の電気自動車を導入すること。
- (2) 都市・住宅分野の低炭素化、省エネ化、地域活性化等に関わる国の事業やこれに準じた地方公共団体の自主事業との連携が図られていること。
- (3) 補助対象事業の実施計画期間が、3年以内であること。

（交付の対象及び補助率及び補助金の額）

第5条 大臣は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分、補助率は、以下の通りとする。

補助対象経費の区分	内容	補助率	補助金の額
導入計画策定費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費 ・ その他経費（外注費、諸経費等） ・ 一般管理費 	1	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。
車両導入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両本体価格又はリースに要する経費 	2	
導入効果検証費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費 ・ その他経費（外注費、諸経費等） ・ 一般管理費 	1	
		／	
		3)	

3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象

となる消費税相当額については、補助対象としないものとする。

なお、補助対象経費に係る消費税について、一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合には、その旨を記した理由書を申請書に添付することにより、仕入控除の対象とならない消費税相当額も補助対象とすることができる。この場合は、第13号様式に当該補助事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

4 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに第1号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 地方運輸局長は、第1項の規定による補助金交付申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(交付の決定及び通知等)

第7条 大臣は、前条第1項の規定による地方運輸局長から進達された第1号様式による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、第5条第2項の定めるところにより交付決定を行い、第2号様式による補助金交付決定書により交付決定の内容等を地方運輸局長に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

2 地方運輸局長は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、第3号様式による交付決定通知書により補助金の交付を申請した補助対象事業者に交付決定の内容等を通知するものとする。

3 大臣は、第1項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、第4号様式による補助金交付申請取下届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第5号様式による補助対象事業計画変更承認申請書を地方運輸局長に提出するものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第 10 条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第 6 号様式による補助対象事業の中止（廃止）承認申請書を地方運輸局長に提出するものとする。

(事故報告)

第 11 条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに第 7 号様式による補助対象事業事故報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 1 日のいずれか早い日までに第 8 号様式による補助対象事業実績報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、大臣が別に補助対象事業実績報告書の提出期限を定める場合は、その期限によることとする。

3 地方運輸局長は、第 1 項の規定による補助対象事業実績報告書を受理したときは、所要の審査を行い、大臣に進達するものとする。

4 第 4 条第 2 項の認定を受けた際に同一の事業に属するものとして同時に認定を受けた者が存在する場合における第 1 項の規定の適用については、同項中「補助対象事業が完了した日」とあるのは、「第 4 条第 2 項の認定を受けた際に同一の事業に属するものとして同時に認定を受けた者のうち、補助対象事業が完了した日をもっとも遅い者に係る補助対象事業が完了した日」とする。

(補助金の額の確定通知)

第 13 条 大臣は、前条第 3 項の規定により地方運輸局長から進達された補助対象事業実績報告書について、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、第 5 条第 2 項に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、第 9 号様式による補助金の額の確定書により地方運輸局長に通知するものとする。

2 地方運輸局長は、大臣から前項の通知を受けたときは、第 10 号様式による補助金の額の確定通知書により補助対象事業者に補助金の額の確定について通知するものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、第 11 号様式による補助金支払請求書を提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第 15 条** 補助対象事業者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助対象事業者は、大臣が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、財務大臣と協議の上定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、大臣の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。
- 3 補助対象事業者等は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ第 12 号様式による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第 2 項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(帳簿の保存義務)

- 第 16 条** 補助対象事業者等は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

(提出部数)

- 第 17 条** この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、3 部（正本 1 部、副本 2 部）とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年度補正予算の成立の日から適用する。